

## 報道関係各位

本日、6月23日、中央環境審議会の廃棄物リサイクル部会・容器包装リサイクル制度に関する拡大審議で「中間取りまとめ（案）」が出されました。

しかしながら、この内容では、これまで100万人署名など拡大生産者責任を徹底すべく改正運動を進めてきた当団体にとって、到底、納得できるものではないことを、ここに意見表明いたします。

「中間取りまとめ（案）」における役割分担は、以下のとおりです。

- ・ 『引き続き市町村が分別収集・選別保管を責任を持って行いつつ、事業者が拡大生産者責任の考え方に基き、分別収集・選別保管に対しても一定の責任を果たすという役割分担が適切である』としながらも、
- ・ 『具体的な責任の果たし方としては、市町村の分別収集・選別保管に係る費用の一部を事業者が負担することが考えられるが、具体的な制度の設計に当っては、容器包装廃棄物の排出抑制・再使用の促進や再商品化手法の見直し等の他の論点も総合的に勘案しつつ、事業者の負担が過剰なものとならないよう、十分な配慮が必要である』としています。

これでは、あまりに「事業者の目先の利益」ばかりが優先され、CO<sub>2</sub>などの環境負荷を減らすことが適わず、循環の社会的コスト（国民の負担）も減らすことはできません。

私たちは、『分別収集や選別保管も事業者の役割にする』ことで、次のふたつのことを目指しています。

まず、「容器包装の製造・選択段階からの発生抑制や環境配慮設計」を強め、環境負荷を削減すること。

次に、「自治体単位より広域的な収集」や「収集再商品化の一貫事業」により、循環のための社会的コストを削減すること。

まったく同じ提案をしているのが、全国の自治体です。4月25日、自治体3団体（全国市長会、全国町村会、（社）全国都市清掃会議）は、史上はじめて「拡大生産者責任の原則に基づき、廃棄物の回収も事業者の責任とすべき」等の要望を国に提出したのです。

この度の「中間取りまとめ（案）」では、『環境負荷や循環コストを減らしたい』という市民と自治体の願いが、あまりにも軽く扱われ、「事業者の目先の利益」によってつぶされようとしていることに、強い危惧を抱いています。

2005年6月23日

容器包装リサイクル法の改正を求める全国ネットワーク  
事務局長 須田春海

Tel 03-3234-3844 Fax 03-3263-9463 e-mail reuse@citizens-i.org <http://www.citizens-i.org/gomi0>